

＜趣旨・目的＞

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。

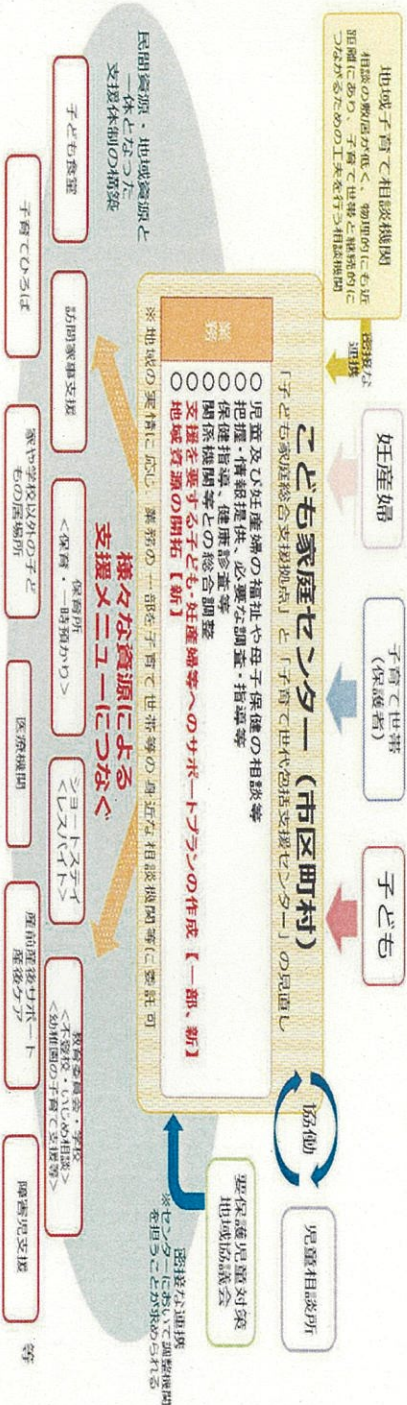
○ 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるもの。

＜業務内容＞

○ こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、

新たに

- ・妊産婦から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、
- ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓、
- を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



こども家庭庁の視察について

- 1 日 程 令和5年12月19日(火) 午後2時30分～4時40分
- 2 視 察 者 こども家庭庁成育局母子保健課 5人
埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当 2人
- 3 対 応 者 こども局すくすく子育て相談室 5人
- 4 視察事項 こども家庭センターの設置に向けた加須市の現状
・母子保健部門と児童福祉部門との一体的体制について
・母子保健事業における他部署との連携について
- 5 主な質問事項等
 - (1) 母子保健部門と児童福祉部門との一体的な取組におけるツールの使用状況やケース会議等の活用方法について
 - (2) 母子保健部門と児童福祉部門が同一部署になったことによるメリット・デメリットについて
 - (3) 障害児に係る関係課との連携について
 - (4) 教育委員会との情報共有及び連携について
 - (5) こども家庭センターへの移行に伴う課題について



【参考】令和5年度こども局への行政視察

年 月 日	来 庁 者	視察先又は視察内容
令和5年10月19日(木)	吉見町子育て支援課	わらべ保育園
令和5年10月23日(月)	筑後市議会厚生委員会	子育て支援施策
令和5年11月13日(月)	愛知県安城市子育て支援課	フードドライブに関する取組